

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県公文書等の管理に関する条例施行規則
意見募集の趣旨	公文書は「県民共有の財産」であり「県民の知る権利を尊重する」という基本姿勢に立って本年3月に制定した「静岡県公文書等の管理に関する条例」の令和7年4月からの施行に向け、本条例に基づく事務を適切に運用するために必要な事項を定める「静岡県公文書等の管理に関する条例施行規則」の案を取りまとめましたので、広く県民の皆様の御意見を募集します。
意見の提出期間	令和6年10月15日(火)から 令和6年11月15日(金)まで
意見の提出方法	郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。 なお、御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号）を明記してください。
意見の提出先	1 郵送の場合 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県経営管理部文書課文書班 2 ファクシミリの場合 054-221-2177 3 電子メールの場合 bunsyo@pref.shizuoka.lg.jp
問い合わせ先	静岡県経営管理部文書課文書班 電話番号 054-221-2068 メールアドレス bunsyo@pref.shizuoka.lg.jp
備考	<ul style="list-style-type: none"> 御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、個別には回答しませんので御了承ください。 電話での御意見は御遠慮ください。必ず上記「意見の提出方法」によっていただけますようお願いいたします。